

酒税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとする。(第41条関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととする。
- 3 この政令は、令和6年10月1日から施行することとする。(附則関係)